

議案第51号

備前市美術館美術品購入基金条例の制定について

備前市美術館美術品購入基金条例を次のとおり制定する。

令和6年3月22日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市美術館美術品購入基金条例

(設置)

第1条 備前市美術館の美術品購入に要する費用の財源を確保するため、備前市美術館美術品購入基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算の定めるところにより、第1条の設置の目的(以下「設置の目的」という。)を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

(処分)

第5条 基金は、設置の目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、備前市美術館条例(令和6年備前市条例第 号)の施行の日から施行する。